

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款【新旧対照表】

2019年6月改定（前回改定平成29年10月）

(新)	(旧)
<p>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、<u>2018年分</u>以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り、）、「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」（既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して <u>租税特別措置法</u> 第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または <u>租税特別措置法</u> 第18条の15の3第21項において準用する <u>租税特別措置法</u> 第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または非課税管理勘定 <u>もしくは</u> <u>累積投資勘定</u> を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出するものとします。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合におい</p>	<p>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当社に非課税口座を開設しており、<u>平成30年分</u>以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限り、）<u>または</u>「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」（既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して <u>同法</u> 第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、<u>または</u> <u>租税特別措置法施行規則</u> 第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）または非課税管理勘定 <u>または</u> <u>累積投資勘定</u> を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出するものとします。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基となった非課税口座におい</p>

(新)	(旧)
<p>て、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができないものとします。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、当社に対して租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出するものとします。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出するものとします。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受領することができないものとします。</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p>7. <u>2017年</u>10月1日時点で当社に開設した非課税口座に<u>2017年</u>分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかつ</p>	<p>て、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができないものとします。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、当社に対して租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出するものとします。</p> <p>4. (省 略)</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合非課税口座に <u>同日</u> の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合非課税口座に <u>同日</u> の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出するものとします。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受領することができないものとします。</p> <p>6. (省 略)</p> <p>7. <u>平成29年</u>10月1日時点で当社に開設した非課税口座に<u>平成29年</u>分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書</p>

(新)	(旧)
<p>ったお客様につきましては、<u>2018年</u>分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</p>	<p>の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、<u>平成30年</u>分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</p>
<p>第3条(非課税管理勘定の設定)</p> <p>1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。)につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2014年</u>から<u>2023年</u>までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2. (現行どおり)</p>	<p>第3条(非課税管理勘定の設定)</p> <p>1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。)につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>平成26年</u>から<u>平成35年</u>までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2. (省 略)</p>
<p>第3条の2(累積投資勘定の設定)</p> <p>1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2018年</u>から<u>2037年</u>までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2. (現行どおり)</p>	<p>第3条の2(累積投資勘定の設定)</p> <p>1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>平成30年</u>から<u>平成49年</u>までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2. (省 略)</p>
<p>第5条(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、<u>「(非課</u></p>	<p>第5条(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、<u>租税特別</u></p>

(新)	(旧)
<p>税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で①、②に掲げるものおよび租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。) のみを受け入れます。</p> <p>① (現行どおり) イ (現行どおり) ロ 他年分非課税管理勘定 (当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。) から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準用する同条 第 10 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等</p> <p>第 5 条の 2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>1. 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等 (租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>当該上場株式等 (公社債投資信託以外の証券投資信託)</u>に係る委託者指図型投資信託約款 (外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類) において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに <u>限り</u>、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日</p>	<p>措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する <u>特定新株予約権等</u>に係る上場株式等を除きます。) のみを受け入れます。</p> <p>① (省 略) イ (省 略) ロ 他年分非課税管理勘定 (当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。) から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 9 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項により読み替えて準用する同条 第 9 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項各号に規定する上場株式等</p> <p>第 5 条の 2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>1. 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等 (租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>その証券投資信託</u>に係る委託者指図型投資信託約款 (外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類) において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 13 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに <u>限り</u>ます。) のみを受け入れます。</p>

(新)	(旧)
<p>から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13<u>第 22 項</u>において準用する同条 第 12 項 第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する上場株式等</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第 7 条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>1. 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し (振替によるものを含むものとし、第 5 条第 1 号ロおよび第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13<u>第 12 項</u> 各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合 (同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様 (相続または遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等 <u>であった上場株式等</u> を取得した者) に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知 <u>いたします。</u></p> <p>2. 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し (振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13<u>第 22 項</u>において準用する同条 第 12 項 第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合 (同項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する事</p>	<p>① (省 略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13<u>第 18 項</u>において準用する同条 第 11 項 第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する上場株式等</p> <p>2. (省 略)</p> <p>第 7 条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>1. 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し (振替によるものを含むものとし、第 5 条第 1 号ロおよび第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13<u>第 11 項</u> 各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合 (同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様 (相続または遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等 <u>を取得した者</u>) に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知 <u>します。</u></p> <p>2. 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し (振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13<u>第 18 項</u>において準用する同条 第 11 項 第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合 (同項第 1 号、第 4 号および第 10 号に規定する事</p>

(新)	(旧)
<p>由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、<u>「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u></p> <p>① お客様から <u>非課税管理勘定の終了する年の当社の定める日までに当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合</u> 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社の定める日までに当社に対して<u>租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合</u>またはお客様が当社に<u>特定口座を開設していない場合</u> <u>一般口座への移管</u></p> <p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合 <u>特定口座</u> への移管</p>	<p>第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① お客様から当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 <u>非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</u></p> <p>② お客様が当社に<u>特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合</u> <u>特定口座への移管</u></p> <p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合 <u>一般口座</u> への移管</p>
<p>第8条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式</p>	<p>第8条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式</p>

(新)	(旧)
<p>等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は一般口座へ移管いたします。</p> <p>① お客様から累積投資勘定の終了する年の当社の定める日までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座 への移管</p>	<p>等は、次の <u>いずれか</u> により取扱うものとします。</p> <p>① お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 25 号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座 への移管</p>
<p>第 9 条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>1. 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国した日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類の提示または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>② (現行どおり)</p>	<p>第 9 条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。</p> <p>① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類の提示または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 9 項第 1 号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>② (省 略)</p>

(新)	(旧)
<p>2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合 <u>(第 1 項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)</u>には、当該確認期間の終了の日の翌日 <u>以後</u>、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>	<p>2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日 <u>以降</u>、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>
<p>第 10 条(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社の定める日までに、当社に対して「金融商品取引業者等変更届出書(当年分勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当社は、「金融商品取引業者等変更届出書(当年分勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 25 項</u>の規定を適用します。</p>	<p>第 10 条(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</p> <p>1. (省 略)</p> <p>2. お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社の定める日までに、当社に対して「金融商品取引業者等変更届出書(当年分勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当社は、「金融商品取引業者等変更届出書(当年分勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 21 項</u>の規定を適用します。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 その他の通則</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 その他の通則</p>
<p>第 13 条(契約の解除)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合</u> <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日)</u></p> <p>③ お客様から当社に対して、関係法令に規定する「出国届出書」の提出があったとき 出国日</p> <p>④ お客様が出国により居住者または恒久的施設</p>	<p>第 13 条(契約の解除)</p> <p>① (省 略)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>② お客様から当社に対して、関係法令に規定する「出国届出書」の提出があったとき 出国日</p> <p>③ お客様が出国により居住者または恒久的施設</p>

(新)	(旧)
<p>を有する非居住者に該当しないこととなったとき <u>(「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く)</u> 関係法令に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、関係法令に規定する「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑤ (削除)</p> <p>⑥ (現行どおり)</p>	<p>を有する非居住者に該当しないこととなったとき 関係法令に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p> <p>④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、関係法令に規定する「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑤ お客様がこの約款の変更に同意されないとき</p> <p>⑥ (省略)</p>
<p>第16条(約款の変更)</p> <p><u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知することとします。</u></p> <p><u>2.～4. (削除)</u></p>	<p>第16条(約款の変更)</p> <p><u>1. 当社は、本約款を、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定することができます。</u></p> <p><u>2. 前項の改定の内容が、お客様の従来の権利を制限しまたは新たな義務を課すことになる場合には、当社は、お客様にその内容を当社の定める方法によりお知らせします。</u></p> <p><u>3. 第1項の改定の影響が軽微であると当社が判断した場合には、当社は前項の通知を当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告によって代えることができるものとします。</u></p> <p><u>4. 前2項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、15日以内にお客様から異議の申出がない場合、およびお客様と当社との間にお取引が生じた場合には、別段の定めのない限りお客様は当該約款の変更に同意したものとします。</u></p>
<p>附則</p> <p>この約款は <u>2019年4月1日</u> より適用させていただきます。ただし、<u>第13条⑤の削除および第16条の改定は2020年4月1日</u> より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><u>2019年6月</u></p>	<p>附則</p> <p>この約款は、<u>平成29年10月2日</u> より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p><u>平成29年10月</u></p>

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

第1章 総則

第1条(約款の趣旨)

1. 本約款は、お客様が、租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために岩井コスモ証券株式会社(以下「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、同法第37条の14第5項第2号および第4号に規定する要件および当社とお客様との権利義務関係を明確にするための取決めです。
2. お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項は、本約款に定めがある場合を除き、「岩井コスモの総合取引約款」等の約款および諸法令の定めるところによるものとします。

第2章 非課税上場株式等の管理

第2条(非課税口座開設届出書等の提出等)

1. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社の定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当社に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社もしくは金融機関に提出していない場合に限りです。)または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開年」といいます。)または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出するものとします。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができないものとします。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。
2. 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当社または他の証券会社もしくは金融機関に重複して提出することはできないものとします。
3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、当社に対して租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出するものとします。
4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付するものとします。
 - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合
非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合
非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることになっていたとき
5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出するものとします。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受領することができないものとします。
6. 当社は、当該変更届出書を受領したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付するものとします。
7. 平成29年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。

第3条(非課税管理勘定の設定)

1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

- 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

第3条の2(累積投資勘定の設定)

- 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から平成49年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
- 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

第4条(非課税管理勘定または累積投資勘定における処理)

- 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。
- 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

第5条(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされているものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

- 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
 - 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付の委託(当該買付の委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。)により取得した上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得した上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの
 - 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)
- 租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- 租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等

第5条の2(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

- 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限る。)のみを受け入れます。
 - 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの
 - 租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等
- お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定における、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づく公募株式投資信託のお取引については、販売および解約に係る手数料、ならびに取引口座の管理および維持等に係る口座管理料はいただいておりません。

第6条(譲渡の方法)

- 非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3

項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

2. 累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法ならびに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

1. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第5条第1号口および第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。
2. 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

1. 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)
2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。
 - ① お客様から当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
 - ② お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
 - ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第8条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)

1. 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)
2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。
 - ① お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管
 - ② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。

- ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示または租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所
 - ② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所
2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

1. お客様が、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書(翌年分勘定変更用)」を提出していただく必要があります。
2. お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社の定める日までに、当社に対して「金融商品取引業者等変更届出書(当年分勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当社は、「金融商品取引業者等変更届出書(当年分勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第21項の規定を適用します。

第11条(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)

お客様が非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場証券投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)および上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金および分配金(以下「配当金等」といいます。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

第12条(非課税口座取引である旨の明示)

1. お客様が受入期間内に、当社への買付の委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りません)。
2. お客様が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したのから譲渡することとさせていただきます。

第3章 その他の通則

第13条(契約の解除)

次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客様が当社に対して、関係法令に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったとき 当該提出日
- ② お客様が当社に対して、関係法令に規定する「出国届出書」の提出があったとき 出国日
- ③ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 関係法令に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)
- ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、関係法令に規定する「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤ お客様がこの約款の変更に同意されないとき
- ⑥ 「岩井コスモの総合取引約款」の定めるところにより総合取引契約が解約されたとき 総合取引契約解約の日

第14条(合意管轄)

お客様と当社との間の本約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第15条(準拠法)

本約款に関する準拠法は日本国法とします。

第16条(約款の変更)

1. 当社は、本約款を、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定することができます。
2. 前項の改定の内容が、お客様の従来の権利を制限しまたは新たな義務を課すことになる場合には、当社は、お客様にその内容を当社の定める方法によりお知らせします。
3. 第1項の改定の影響が軽微であると当社が判断した場合には、当社は前項の通知を当社ホームページ等への掲載または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告によって代えることができるものとします。
4. 前2項の通知または掲載もしくは公告が行われた後、15日以内にお客様から異議の申出がない場合、およびお客様と当社との間にお取引が生じた場合には、別段の定めのない限りお客様は当該約款の変更に同意したものとします。

附則

この約款は、平成29年10月2日より適用させていただきます。

以上

平成29年10月